

こども性暴力防止法への対応について

※本資料の内容は、令和8年2月13日に国が開催した事業者向け説明会資料等を基に作成しています。詳細については、こども家庭庁ホームページに掲載されている「こども性暴力防止法ガイドライン」や「事業者向け説明会の配信動画」等をご確認ください。

令和8年3月
岐阜県障害福祉課

内 容

1. 犯罪事実確認について

2. 防止措置について

3. 情報管理措置について

4. こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録について

5. 今後の法施行までのスケジュールについて





教育・保育などのこどもに接する場での、
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、
2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。
この法律で定められている取組は、
2026年12月25日に施行されます。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。
※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

対象事業者（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

- こども性暴力防止法第2条第3項各号においては、法律で定める措置を必ず実施しなければならない事業者である「学校設置者等」について、次に掲げる施設、事業等のとおり定めている。
- また、同条第5項各号においては、認定事業者の対象となる「民間教育保育等事業者」について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】

- 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】

- 児童相談所
- 児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】

- 専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
- 学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）

【児童福祉関係】

- 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 病児保育事業
- 意見表明等支援事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 児童育成支援拠点事業
- 認可外保育事業

【障害児関係】

- 指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）

1. 犯罪事実確認について





犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。

- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
性交

不同意
わいせつ

盗撮

未成年
淫行

児童買春

児童
ポルノ
所持

痴漢

など



対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる



学校の先生



保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



送迎バスの運転手

など



Q バスの運転手など
「職種の一部が対象になり得るもの」については、
犯罪事実確認などの対象になるか否かを
事業者が判断するとのことですが、
その判断の基準は、どのように考えればよいでしょうか。

A その従事者の業務が、支配性・継続性・閉鎖性
の3要件すべてを満たす場合は、対象となります。
各事業者の業務の実態に応じて判断してください。

参考資料（p.41～43）では、ガイドラインで示し
ている3要件の考え方や、対象となる場合／なら
ない場合の具体例を掲載していますので、参考に
してください。



対象職種の判断基準となる3要件（支配性・継続性・閉鎖性）の解釈

- 犯罪事実確認等の対象となる職種については、支配性・継続性・閉鎖性の要件を満たす必要がある。
- その具体的解釈については、次の表のとおり。

3要件	具体的解釈
支配性	<ul style="list-style-type: none">・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること
継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること・ 一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	<ul style="list-style-type: none">・ 他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること・ 一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること <p>※ SNSやコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）。</p>

実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例①

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

子どもまなみ
子ども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
事務職員	対象	<p>・事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と職員が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)</p>
	対象外	<p>・業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者 (業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)</p>
バス運転手等	対象	<p>・日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点(特に最後に降ろす児童等とは一対一になる)から閉鎖性のそれぞれを満たす。)</p>
	対象外	<p>・日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者(②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。)</p>
受付業務員	対象	<p>・児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない場合があることから閉鎖性のそれぞれを満たす。)</p>
	対象外	<p>・人の往来の多い場所で、来客対応や電話対応等の事務作業のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、③外部に開かれた受付スペースでの対応が中心であり、①児童等との接触がほとんど想定されないため、支配性、閉鎖性を満たさない。)</p>
清掃員	対象	<p>・教育、保育等を行っている時間に、日常的に他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触する機会がある者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)</p>
	対象外	<p>・児童等がいない時間帯に清掃を行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性を満たさない。)</p>
警備員	対象	<p>・他の職員が目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)</p>
	対象外	<p>・人の往来の多い校門や施設外での警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。)</p>

実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例②

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんが
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
調理員	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者 (①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・調理業務のみを行い、児童等との接触が想定されない者 (児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)
スクールソーシャルワーカー	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・他の職員が同席しない児童等との面談を日常的な業務として行っている者 (①個別面談による児童等との密接な接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、保護者、地方公共団体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は例外的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者 (①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②例外的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
医師/嘱託医	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の診察室等で、年に複数回個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定される者 (①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・年一回の定期的健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者 (①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
看護師等	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者 (①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者 (①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)

実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例③

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんが
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
ボランティア	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に「一対一で指導、交流等を行う」ことが想定される場合 (①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため支配性、②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・大学のサークルで、「月に2回」、障害児施設での交流会を開催し、「支援、ケア等」を通じて児童等と「一対一で接する」ことが想定される場合 (①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため支配性、②月2回と定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に「定期的に」参加し、児童等に「個別指導等」を行うことが想定される場合 (①個別指導等により児童等との一定の接触があるため支配性、②定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。)
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のPTAが開催する年1回のバザーなどのイベントに、保護者がボランティアとして参加する場合 (継続性がなく、参加者として整理) ・地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの1日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合 (継続性がなく、参加者として整理)
その他	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に1日だけ講演に来るゲストスピーカー (1日だけであり、継続性を満たさず、第三者が同席しない状況で児童等に接することが想定されないため、支配性、閉鎖性も満たさない。) ・模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者 (第三者の同席がない状況で児童等との接触が想定されない場合には、支配性、閉鎖性を満たさない。)



犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者には犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から**従事者本人に回答内容を事前に通知**。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ -1 訂正請求期間中に従事者本人が**内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない**
- 2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から**事業者には犯罪事実確認書を交付**



! 犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。



犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

< やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例） >

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

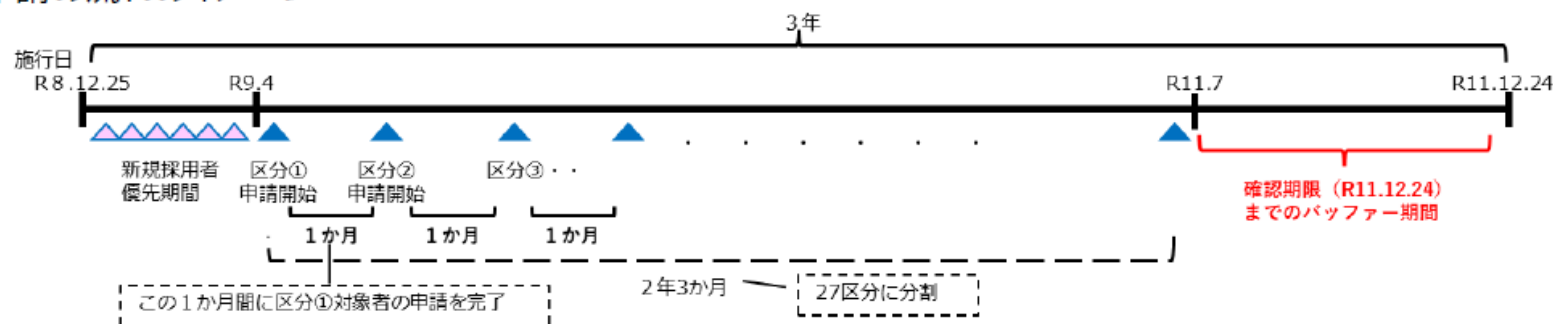
犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度



- 施行時現職者の犯罪事実確認(約280万人)が、法定期限(施行後3年以内:令和11年12月24日)までに終わられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散
- 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各教委ごとに分散方法を決定(例:採用年次、学校単位、学校種別 等)
- それ以外の施設・事業(私立学校、児童福祉施設等)については、各都道府県を27区分(27か月)に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施
- 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請
- 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

<分散申請の流れのイメージ>



Q 犯罪事実確認は内定前でもできますか。

A できません。

犯罪歴に関する情報は、極めて機微性の高い個人情報であり、真に確認が必要な従事者についてのみ、犯罪事実確認を行うことができます。

そのため、本人の承諾があったとしても、対象業務に従事することが決定していなければ、犯罪事実確認を行うことはできません。

Q 施行日が今年の12月25日ということですが、義務対象事業者が12月25日以降に採用する人は、すぐに犯罪事実確認が必要になるという理解でよいですか。

A 義務対象事業者では、12月25日以降に内定、内示などが出された従事者は、従事開始までに犯罪事実確認を行うことが必要になります。

一方、12月24日以前に内定、内示などが出された従事者は、現職者扱いとなり、施行から3年以内に犯罪事実確認を行うことが必要になります。

現職者については、令和9年4月以降、義務対象事業者ごとに、確認手続を行う期間が伝達されますので、その期間に行ってください。

Q 犯罪事実確認を行うには、日本国籍の場合2～4週間、外国籍の場合1～2か月程度の期間がかかるとのことですが、どうしても従事開始までに間に合わない場合は、どうすればいいですか。

A こどもの安全を守るため、こどもと接する業務に従事する前に、犯罪事実確認を行うことが必要です。

このため、法律の施行日以降は、この期限を十分に踏まえた採用活動をお願いします。

ただし、急な欠員など、ガイドラインに記載のやむを得ない事情がある場合に限り、例外的に、従事してから3か月（一部の場合は6か月）以内に確認を行うことができる「いとま特例」が適用されます。

いとま特例が適用される場合は、犯罪事実確認が終わるまで、その従事者をこどもと一対一にさせないなどの対応が必要

2. 防止措置について



1. 防止措置の概要 〔防止措置とは〕

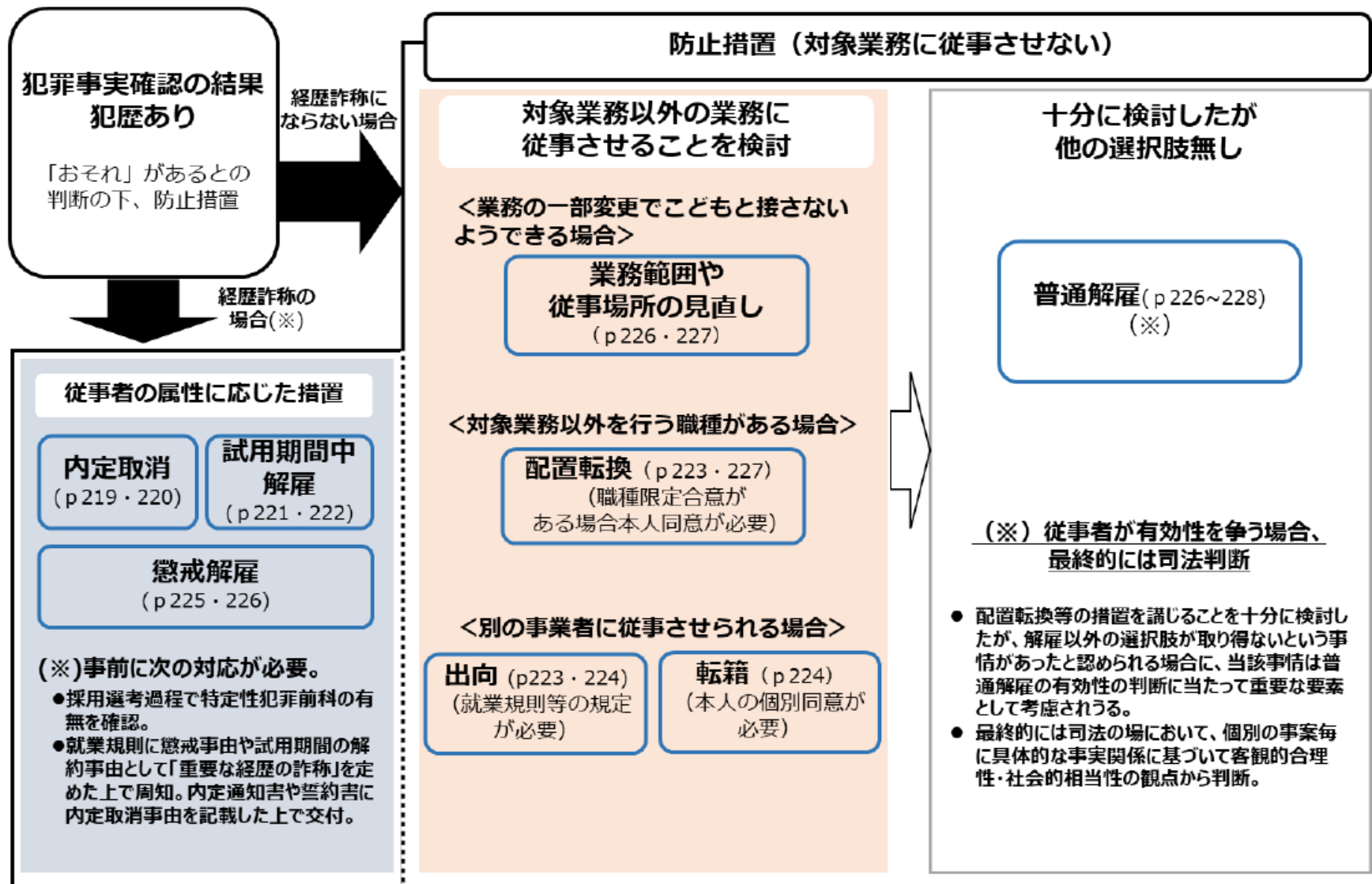
- 対象事業者は、犯罪事実確認の結果や、児童等との面談・相談の結果その他の事情を踏まえ、対象業務従事者による「**児童対象性暴力等が行われるおそれ**」（以下「**おそれ**」という。）があると認めるときは、その者を対象業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置（以下「**防止措置**」という。）を講じなければならない（**法6条、20条1項4号イ・25条**）。
- 防止措置として想定されるのは、雇用上の措置（内定取消し、試用期間中の解約、出向・転籍、配置転換、普通解雇、懲戒処分等）である。**法に基づく防止措置であっても、労働関係法令の制約が免除されるわけではなく、労働関係法令に沿って対応する必要がある。**

1. 防止措置の概要

（児童対象性暴力等の「おそれ」と防止措置の内容）

「おそれ」の内容	防止措置の内容
① 特定性犯罪事実該当者であった場合	• 原則、当該者を対象業務に従事させない。 （例：新規採用の場合は内定取消し等、現職者の場合は対象業務以外への配置転換等）
② 在籍する児童等やその保護者から、特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	• 被害拡大防止のため、被害が疑われる児童等と加害が疑われる者の接触の回避を行う。 （例：一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させるなど）
③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	• 原則、当該者を対象業務に従事させない。 （例：懲戒事由に該当する場合には、就業規則に沿った対応を行うとともに、防止措置として不十分である場合には、対象業務以外への配置転換等を講じるなど）
④ 調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合	• 重大な不適切な行為である場合には、③に準じた対応を行う。 • 初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは、当該行為を繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行うことも考えられるが、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合には、③に準じてより厳格な対応を行うことが考えられる。

特定性犯罪事実該当者について防止措置を講じる場合の対応 (ガイドラインP229。図中のページ番号はガイドラインの関係箇所)



●上掲の措置を講じるまでに一定期間を要する場合、暫定的な対応として、自宅待機命令による自宅待機等により対象業務に従事させないことが必要。(p228)

- [こども性暴力防止法施行ガイドライン \(PDF/8.5MB\)](#) ※令和8年2月10日に掲載資料を更新
- [【別紙1】 児童対象性暴力等対処規程 \(ひな型\) \(Word/71KB\)](#)
- [【別紙2】 意向確認書作成例 \(Word/137KB\)](#)
- [【別紙3】 募集要項・求人票参考例 \(Word/51KB\)](#)
- [【別紙4】 誓約書・内定通知書参考例 \(Word/43KB\)](#) ※令和8年2月10日に掲載資料を更新
- [【別紙5】 就業規則参考例 \(Word/65KB\)](#)
- [【別紙6】 様式案 \(取扱記録\) \(Excel/85KB\)](#)
- [【別紙7】 権限設定表 \(PPT/53KB\)](#)
- [【別紙8】 情報管理規程ひな型① \(責任者1名記録保存なし\) \(Word/82KB\)](#)
- [【別紙9】 情報管理規程ひな型② \(記録保存なし\) \(Word/94KB\)](#)
- [【別紙10】 情報管理規程ひな型③ \(記録保存あり\) \(Word/100KB\)](#)
- [【別紙11】 本人通知の整理表 \(Word/25KB\)](#)

3. 情報管理措置について





事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと

- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定する。**
- **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

- [こども性暴力防止法施行ガイドライン \(PDF/8.5MB\)](#) ※令和8年2月10日に掲載資料を更新
- [【別紙1】 児童対象性暴力等対処規程 \(ひな型\) \(Word/71KB\)](#)
- [【別紙2】 意向確認書作成例 \(Word/137KB\)](#)
- [【別紙3】 募集要項・求人票参考例 \(Word/51KB\)](#)
- [【別紙4】 誓約書・内定通知書参考例 \(Word/43KB\)](#) ※令和8年2月10日に掲載資料を更新
- [【別紙5】 就業規則参考例 \(Word/65KB\)](#)
- [【別紙6】 様式案 \(取扱記録\) \(Excel/85KB\)](#)
- [【別紙7】 権限設定表 \(PPT/53KB\)](#)
- [【別紙8】 情報管理規程ひな型① \(責任者1名記録保存なし\) \(Word/82KB\)](#)
- [【別紙9】 情報管理規程ひな型② \(記録保存なし\) \(Word/94KB\)](#)
- [【別紙10】 情報管理規程ひな型③ \(記録保存あり\) \(Word/100KB\)](#)
- [【別紙11】 本人通知の整理表 \(Word/25KB\)](#)

4. こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録について



こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ(イメージ)

○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定(調整中の内容を含む)。

① 【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等(～4月末頃まで:約3か月)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID (プライム)を申請
- ・ GビズID(プライム)発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID(第一管理者)を登録
- ※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新

② 【デジタル庁】GビズIDの発行

- ・ デジタル庁において、申請されたGビズID (プライム、第一管理者)を発行

③ 【学校設置者等・施設等運営者(※施設・事業所が登録)】事業者情報の登録(4月～6月:約3か月)

- ・ 施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報(GビズIDを含む)を所轄庁に登録
- ・ 所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
- ※ 登録様式(エクセル/フォーム)や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討

④ 【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出(5月～7月:約3か月)

- ・ 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出(※)
- ・ 所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめられ、締切り以前であっても提出可能(こども家庭庁への提出締切りは厳守)
- ※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤ 【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み(5月中旬～10月:約5か月半)

- ・ 提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定(システムへの取込み)

⑥ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備(11月～12月上旬:約1か月半)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限(犯歴確認ができる者等)を設定するか検討

⑦ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定(12月中旬にシステム暫定稼働) → 犯罪事実確認書の交付申請等(施行日(12月25日)にシステム本格稼働)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、システム(暫定稼働)上で権限設定 → 施行日(12月25日)からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
こども家庭庁	周知・説明会等				⑤データクレンジング							⑦システム 暫定稼働 (12月中旬)
デジタル庁		②GビズID発行・通知			所轄庁ごとに 順次提出・確認			照会	回答	データ取込み		
所轄庁					④事業者情報の確認・とりまとめ・提出			⑤こども家庭庁からの確認に対応				権限設定
学校設置者等 施設等運営者		① GビズID申請等				順次提出・確認						本格稼働 (12月25日)
				③事業者情報の登録(※施設・事業所が登録)						⑤こども家庭庁からの確認に対応	⑥権限設定準備	★



暮らし・防災
環境

子ども・女性
医療・福祉

産業・農林水産
労働・観光

社会基盤
まちづくり

教育・文化
スポーツ・青少年

県政情報

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [障害福祉課](#) > こども性暴力防止法の施行について

こども性暴力防止法の施行について

このページを見ている人は
こんなページも見ています

[指定事業者の皆さまへR7（障害福祉課）](#)

記事ID：0477992 2026年2月4日更新 🗨️ 障害福祉課 🖨️ 印刷ページ表示 🗨️ 大きな文字で印刷ページ表示

関係通知・事務連絡等

こども性暴力防止法に関する国からの通知・事務連絡等を以下に掲載しますので、参考としてください（今後、随時更新します）。

発出日	件名
令和7年9月30日	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に向けた周知依頼について [PDFファイル/1.83MB]
令和7年12月25日	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令等の公布について（通知） [PDFファイル/2.45MB]
令和7年12月25日	こども性暴力防止法の事業者マーク（こまもろうマーク）の策定について [PDFファイル/1.62MB]
令和8年1月9日	こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼） [PDFファイル/132KB]
令和8年1月22日	児童対象性暴力等の未然防止及び早期把握等に資する警察庁作成の資料等について [PDFファイル/8.03MB]
令和8年1月27日	こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなるGビズIDの事前取得について（依頼） [PDFファイル/5.94MB]

5. 今後の法施行までの スケジュールについて





令和8(2026)

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

▲
ガイドライン
策定

▲
マニュアル・研修教材
公表(予定)

▲
法施行
(12月25日)

国における対応
(関係府省庁で
協力して実施)

マニュアル・
研修教材の作成

周知・広報

システム開発

- ・ 全国説明会の開催
- ・ 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知
- ・ ポスター・リーフレット等の作成・周知
- ・ 周知・啓発イベントの開催 等

<事業者における準備事項>

犯罪事実確認
防止措置

- ・ 制度開始についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)
- ・ 対象従事者の範囲の検討・確定
- ・ 採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ・ 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け 等

・ 義務対象事業者のシステム一括登録準備(GビズID取得など)

安全確保措置
等

- ・ 環境・体制整備(相談窓口設置、研修、規程の整備等)
- ・ 認定申請の準備 等

Q 施行に向けて、今から着手すべきことを教えてください。



- A
- 犯罪事実確認の対象となる従事者を決めてください。
 - 対象従事者には、次の内容を伝えてください。
 - ・ 法律の施行後、犯罪事実確認の対象となること
 - ・ 性犯罪前科が確認された場合や犯罪事実確認ができない場合には、こどもと接する業務に就くことができなくなること
 - 従事者が、こどもに性暴力や不適切行為を行った場合に執る対応を、就業規則等に盛り込んでください。
 - トラブル防止のため、今後の採用選考では、求職者に性犯罪前科がないか、書面で確認しておいてください。
 - （義務対象事業者のみ）法に基づく手続を行う専用システムのアカウント作成に必要な「GビズID」を取得してください。

36

Q 準備を進めるにあたって、迷うことがあった場合はどこに相談をすればよいですか。



- A
- 今年の4月以降、専用のコールセンターを設置予定ですので、そちらにご相談ください。
- コールセンターの連絡先は、こども家庭庁のウェブサイトなどで周知をする予定です。

- [こども性暴力防止法について（概要）（PDF／3.5MB）](#) ※令和8年3月18日に掲載資料を更新
- [事業者向けリーフレット（PDF／465KB）](#) ※令和7年12月25日に掲載資料を更新
- [従事者向けリーフレット（PDF／461KB）](#) ※令和7年12月25日に掲載資料を更新
- [事業者向けチェックリスト（こども性暴力防止法の施行までに必要な対応）（PDF／938KB）](#)
- [事業者向け説明会のご案内](#) ※アーカイブ配信あり

アーカイブ配信・説明資料



こども性暴力防止法に関する事業者向け説明会（アーカイブ配信）
こども家庭庁

こども性暴力防止法に関する 事業者向け説明会



東京会場（オンライン配信）
2026年2月13日(金)14:00～16:30(13:30開場)
TKPガーデンシティPREMIUM品川HEART(8階) ホール8B

見る YouTube 庁